

## 6 福祉就労と一般就労の現状

### 1 「福祉就労」とは

「福祉就労」とは、一般的に卒業後、障害福祉サービス事業所（施設、作業所）等を利用することを言う。就労系と介護系の事業を行っている事業所がある。自主生産活動や企業等から委託された仕事に取り組むことが多く、工賃は月額1,000円～20,000円程度で事業所により異なる。また、最低賃金が保障されているサービス事業所（就労継続支援A型事業所：雇成型）等もある。介護系の事業所では生産的活動以外に創作的な活動やレクリエーションを実施することもある。

福祉就労に向けては、本人、保護者、サービス事業所、相談支援事業所（相談支援専門員）、市町の福祉課、学校が連携をして手続きを進める。（※障害者就業・生活支援センターも関わる場合もある）

※参考：令和4年度工賃・賃金の実績より（厚生労働省）

就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所
79,277円（石川県）	16,419円（石川県）
83,551円（全国平均）	17,031円（全国平均）

### 2 一般就労とは

「一般就労（企業就労）」は、一般の会社に就職して働くことをいう。仕事を一人で任され、長い時間仕事に取り組む必要がある。一般就労は最も支援が少ない進路先であり、労働以外の日常生活や医療的な管理が自律的にできることが求められる。

一般就労に向けては、本人、保護者、事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、学校が連携をして支援体制を考えていく必要がある。

卒業後に公共の職業訓練機関への進学や、障害福祉サービス事業所で働きながら経験を積み、一般就労を目指す方法もある。

※参考：令和5年度地域別最低賃金改定状況より（厚生労働省）

石川県（前回）	全国平均（前回）	全国最高 / 全国最低
933円（891）	1004円（961）	1113円 / 893円

### 3 障害者雇用率とは

障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体、知的、精神障害者を雇用することが義務付けられている。

法定雇用率（令和6年4月～）

民間企業	国や地方公共団体	都道府県の教育委員会
2.5%	2.7%	2.9%